

緊急支援 第5弾!

ひたちなか市補助事業

まちなか賑わい応援事業（駅前イルミネーション関連事業） ～ イルミ de 応援 フォトキャンペーン ～ 登録事業所募集のご案内

新型コロナウイルス感染拡大により業績が悪化している事業所を対象に、毎年駅前イルミネーション事業に併せて実施している、まちなか賑わい事業（イルミネーションの写真を提示でサービス提供）について、下記要領の通り応援補助金として実施します。是非、ご登録下さい。

- ◇ 実施期間 令和2年12月1日（火）～ 令和3年1月31日（日）
- ◇ 補助限度額 10万円/1事業所（@500円 × 200人分）※補助額上限に達しだい終了
- ◇ 募集件数 200事業所（社） ※補助総額 2,000万円 ※ 先着順
- ◇ 対象業種 サービス業（飲食・宿泊・物販）※一部対象外の商品、業態がございます。
- ◇ 参加条件 新型コロナウイルス接触感染アプリ「いばらきアマビエちゃん」への登録

【実施要領 ～換金までの流れ～】

- ① 駅前イルミネーション・メッセージボード等の写真をご提示いただいたお客様に対して、500円の値引きサービス ※1回のご利用額が1,000円以上（税抜）に適用
- ※ イルミネーションサポーターズバッジ（2020仕様）を提示の方にも同様のサービス提供。
- ② サービスを提供したお客様に「サービスクーポン 兼 Wチャンス応募券」へ、氏名・連絡先を記載いただく。
 - ③ 「サービスクーポン」を商工会議所にご持参いただき、窓口にて換金
（※サービスクーポンを毎週月曜日に商工会議所へ提出、水曜日に現金でお支払いします。）
 - ④ 「サービスクーポン 兼 Wチャンス応募券」を基に、事業終了後に抽選し、豪華景品の当たる当選者を決定（※当選発表は、該当事業所よりご連絡していただきます。）
- ※ 登録事業所には、ポスター1枚・サービスクーポン200枚をお送りします。
※ 登録店情報は、11月中旬より順次、ひたちなか商工会議所HPにてご紹介させていただきます。

《本件担当》 ひたちなか商工会議所 本所：029-273-1371（大森）
那珂湊支所：029-263-7811（大沼）

FAX 275-2666

駅前イルミネーション事業（ひたちなか市まちなか賑わい応援補助金）登録申込書

令和 2年 月 日

| | | | |
|------------|--|-----|--|
| 事業所名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 電話 | | FAX | |
| ご担当者様のお名前： | | | |

年 月 日

ひたちなか市長 殿

令和 2 年度ひたちなか市まちなか賑わい応援補助金の交付申請
に係る誓約書兼同意書

申請者

所在地

法人名又は屋号

氏名又は代表者名

㊞

私（当社）は、令和 2 年度ひたちなか市まちなか賑わい応援補助金の申請に当たり、次の事項について誓約し、及び同意します。

また、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、令和 2 年度ひたちなか市まちなか賑わい応援補助金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

【申請に係る誓約及び同意事項】

- 1 補助金の交付を受けようとする経費について、国又は他の地方公共団体から同種の補助金その他これに類する交付金の交付を受けていないこと。
- 2 この補助金の交付を受けた経費について、国又は他の地方公共団体から同種の補助金その他これに類する交付金の交付を受けたときは、補助金を市に返還すること。
- 3 今後も事業を継続する意思を有していること。
- 4 次の申請者の区分に応じ、それぞれ定める要件を満たすこと。
 - (1) 法人 次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ア ひたちなか市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
 - イ 当該法人の役員（取締役、執行役その他の経営に実質的に関与

している者をいう。)が暴力団又は条例第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と密接な関係を有していないこと。

(2) 個人事業主 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 暴力団員等でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むものではないこと。

6 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者(以下「中小企業者等」という。)にあっては、次のいずれにも該当しないこと。

(1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業者等以外の会社であって、市外に主たる事務所がある会社をいう。以下同じ。)が所有しているものであること。

(2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有しているものであること。

7 本件申請書及び添付書類の申請内容に事実と相違がないこと。

8 市の職員による交付対象者の要件を確認するための調査(口頭、書面、事業所等への立入り等による調査)に協力すること。

【市税納付に係る誓約及び同意事項】

私(当社)の市税納付については、次のとおり相違ないことを誓約するとともに、まちなか賑わい応援補助金の交付を受けるため、私(当社)の市税納付の状況について、市長が必要な税関係情報の記録を調査することに同意します。(項目に☑をつけてください。)

市税を滞納していない。